

平成 2 9 年 度 科 学 研 究 費 助 成 事 業

挑 戦 的 研 究 （ 開 拓 ・ 萌 芽 ） 審 査 の 手 引

平成 2 8 年 1 2 月

独 立 行 政 法 人 日 本 学 術 振 興 会

科学研究費助成事業（科研費）の審査について

科学研究費助成事業（科研費）は、わが国の学術振興に寄与すべく、人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、学術研究を格段に発展させることを目的とする競争的資金です。

学術研究は、研究者コミュニティが自ら選ぶ研究者が、科学者としての良心に基づき、個々の研究の学術的価値を相互に評価・審査し合うピアレビュー（Peer Review）のシステムにより発展してきました。

科研費にかかわる審査は、こうしたシステムの一翼を担う重要な要素です。そして、科研費の審査委員は、学術の振興のために名誉と責任あるピアレビューアーの役割を任されています。研究者同士が「建設的相互批判の精神」に則って行う科研費の審査は、学術研究の将来を左右すると言っても過言ではありません。このため、次の点に留意することとしています。

審査は応募者の研究を尊重することが前提です。審査委員は、応募者の研究計画が自身の専門分野に近いかどうかにはかかわらず、応募者がどのような研究を行おうとしているのかを理解し、その意義を評価・審査することとしています。また、科研費の審査は研究課題の審査ですので、研究計画調書の内容に基づいて研究計画の長所（強い点）と短所（弱い点）を見極めて評価するとともに、審査意見ではそれらを具体的に指摘することとしています。

一方で、応募者は、自ら設定した課題の背景や経緯、国内外での位置づけ、新規性、独自性、創造性や具体的な研究計画が審査委員に分かるように研究計画調書に記載することが求められています。

審査委員と応募者がこのような姿勢で審査に臨むことにより、ピアレビューによる科研費の審査が健全に機能します。

科研費の審査委員としての経験は、学術的視野をさらに広げる貴重な機会でもあります。そして、学術コミュニティ全体が「建設的相互批判の精神」に則った審査を積み重ねることで、日本の学術水準の向上につながることを期待されます。

は し が き

本手引は、科研費のうち挑戦的研究（開拓・萌芽）の審査を担当される審査委員のために作成しています。本手引の全ての留意点等について遺漏なく審査されるようお願いいたします。

目 次

1	審査の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	審査における基本的な留意事項・・・・・・・・	3
3	書面審査（事前の選考含む）について・・・・・・・・	5
4	合議審査について・・・・・・・・	10

〔参 考〕

1	挑戦的研究（開拓・萌芽）の書面審査における評価基準等・・・・・・・・	13
2	科学研究費助成事業における審査及び評価に関する 規程（抜粋）・・・・・・・・	18
3	平成29年度「挑戦的研究 暫定総合審査希望分野」一覧表・・	28
4	「挑戦的研究」の審査に関するQ&A・・・・・・・・	30

1 審査の仕組み

挑戦的研究の概要

「挑戦的研究（開拓・萌芽）」は、一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、斬新な発想に基づき、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する研究計画（（萌芽）については、探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究計画も含む）を対象としています。応募総額等は以下の通りです。

応募総額	挑戦的研究（開拓）500万円以上 2,000万円以下
	挑戦的研究（萌芽）500万円以下
研究期間	挑戦的研究（開拓）3～6年間
	挑戦的研究（萌芽）2～3年間

※研究種目の趣旨に沿った研究課題を厳選して採択します。このため、採択予定課題数は、（開拓）で250件程度を上限とし、（萌芽）では予算の状況によって1,000～2,500件程度となる場合があります。

※応募額を最大限尊重した配分を行う予定です。特に（萌芽）については、充足率を100%に近い水準とする予定です。

以下、挑戦的研究における審査について説明しますので、全文を必ずお読みください。

(1) 審査の基本:ピアレビュー

学術研究は、研究者コミュニティが自ら選んだ研究者が、科学者としての良心に基づき、学術的価値について、評価・審査するピアレビューにより発展してきました。科研費の審査も、このピアレビューにより行われます。科研費の審査委員は、すでに科研費の取得等を通して学術研究のあり方についての見識を持ったピアレビューアーとしてふさわしい方々が選定されています。審査にあたっては本冊子の冒頭に掲載の「科学研究費助成事業（科研費）の審査について」もご一読の上、ピアレビューの意義を十分にご理解くださるようお願いいたします。

(2) 利益相反

科研費の審査委員は、公的研究費の配分に関わるという公的な立場と同時に、一人の研究者としての立場にもあるため、それらの立場が相反するという緊張関係、即ちいわゆる「利益相反(Conflict of Interest)」の状態に入ることになります。このような「利益相反」は、「利害関係」とは異なり、審査委員になることによって誰もが直ちにその状態に入るものですので、そのことを十分に自覚しながら公平で公正な審査を行ってくださるようお願いいたします。

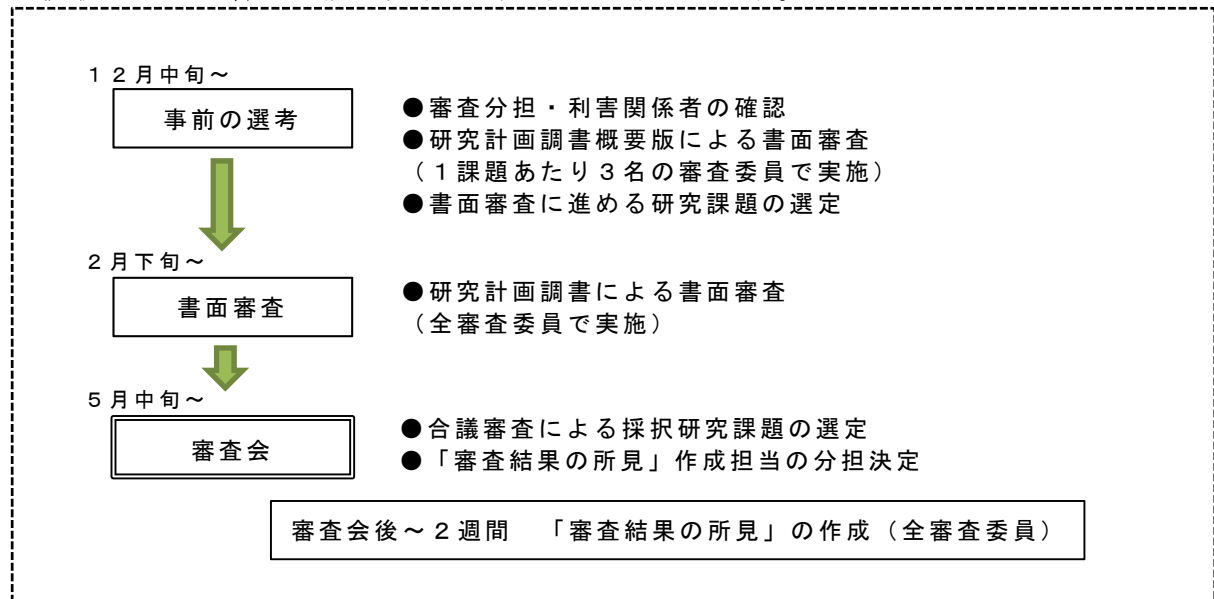
(3) 審査の方法

挑戦的研究の審査は、（開拓）・（萌芽）とも基盤研究等の2段階審査方式とは異なり、同一の審査委員が、個別に行う書面審査と合議審査を実施する総合審査方式によって行われます。総合審査では、全審査委員が全ての応募研究課題について書面審査を行った上で合議により応募研究課題ごとに議論を重ねて採否を決定します。ただし、応募研究課題数が多い場合は、総合審査が可能な件数に絞り込むために事前の選考（プレスクリーニング）を行います。

書面審査は、合議審査で採択研究課題を選定するための審査過程の1つです。合議審査においては書面審査の結果を参考にしつつ、挑戦的研究としての意義に注目して議論を行うことが重要です。このため、合議審査で他の審査委員の意見を踏まえ、自らの書面審査結果とは異なる評価としても差し支えありません。合議審査によって重要な研究課題を選定できるように、個々の研究課題について、率直に学術的価値、特に挑戦的研究としての意義についての議論を行ってください。

< 審査の流れ(予定) >

挑戦的研究の審査は概ね以下のような流れで行われます。



挑戦的研究の審査は、〔参考3〕平成29年度「挑戦的研究 暫定総合審査希望分野」一覧表(28頁参照)に対応する65の審査区分別に設定した小委員会で行います。なお、(開拓)と(萌芽)は同一の小委員会が担当しますが、審査は別々に行います。

①事前の選考

事前の選考では、1研究課題あたり3名の審査委員で研究計画調書の概要版を用いて、研究計画の学術的価値等について個別に評価を行います。

②書面審査

書面審査では、事前の選考で選定された全ての応募研究課題について、研究計画調書を用いて、研究計画の学術的価値等について個別に評価を行い、評点を付すとともに、その評価に至った理由を「審査意見」欄に記入します。

③合議審査

合議審査では、書面審査における各審査委員の総合評点及び審査意見が審査資料として提示され、これらの資料及び個々の研究計画調書をもとに、他の審査委員との討議を重ね、採択研究課題を選定します。

※合議審査終了後、合議審査対象課題のうち不採択となったものに関しては、全審査委員で分担して研究代表者に開示する「審査結果の所見」を作成します。

※「挑戦的研究」の審査に関するQ & Aを30ページに掲載しておりますので、必要に応じてご確認ください。

2 審査における基本的な留意事項

審査を行う際の留意事項として、以下の点を必ず確認してください。

(1) 審査委員としての責任

審査は、各審査委員の責任と判断に基づいて行うものです。守秘義務（後述）を遵守すれば、起こり得ないことですが、他の研究者と相談しながら、ないし審査委員間で互いに連絡し合いながら評価を行うことは厳に慎んでください。

(2) 審査にあたっての姿勢、研究計画調書に基づく審査

挑戦的研究の総合審査では暫定総合審査希望分野（従来の細目より広い領域）で審査を行うこととしており、応募研究課題の専門分野とは異なる専門性を有する審査委員を交えてより多面的かつ多角的に応募研究課題の学術的な意義を審査できるようにしています。従って審査委員には、応募者の研究を尊重し、自身の視点から研究計画調書に沿ってその内容を理解し、その意義を審査することが求められます。研究計画調書に記載された内容に基づいて、各応募研究課題の長所（強い点）と短所（弱い点）を見極めて評価してください。また、研究課題の審査は、当該応募研究課題の研究目的が実現した場合の学術的な価値に基づいて行ってください。

(3) 守秘義務と研究者倫理の遵守

科研費の審査にあたり、全ての審査委員に守秘義務が課されています。このため、研究計画調書の内容等、審査に当たって知り得た情報はいかなる形においても、他人に漏らしてはなりません。

審査の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデアや未発表の研究結果を審査委員自身の利益のために利用することはもちろん、第三者に漏らすことも、研究者倫理及び社会的倫理に反するものです。合議の内容を他に漏らすようなこともあってはなりません。

なお、審査委員自身の氏名等については、審査委員としての任期が終了した後に公開し、それまでは非公開としていることに注意してください（最長で3年間審査を依頼する場合があります）。

(4) 審査に関する利害関係の排除

科研費の審査における公正性を確保するため、個々の研究課題の審査について、利害関係のある審査委員は評価に関与しないでください。

審査委員が応募研究課題の採否の結果により、①自ら利益を得ること、又は②第三者から、学術的評価以外の考慮を含めた審査ではないかという疑念を持たれることがないようにしなければなりません。

このため、審査委員が、応募研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者との関係において、上記①又は②に該当すると自ら判断する場合は、当該研究課題の審査を行わないでください。規程上は次頁のとおり定めていますので、こちらも参照して下さい。

(利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

- 一 科学研究費、特別研究員奨励費、国際共同研究加速基金（帰国発展研究）の場合
- (1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者である場合は、評価に加わらないこととする。
 - (2) 評価者等が、研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
 - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - ② 緊密な共同研究を行う関係
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究會メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
 - ③ 同一研究単位での所属関係（同一講座の研究者等）
 - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - ⑤ 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」第8条の一)

なお、次のような場合には、利害関係には当たりませんので、利害関係について、あまりに広くとらえすぎることのないようにお願いします。

(ア) 単に同じ学会・研究会に所属している場合

(イ) 単に同じ学部・学科、研究科・専攻に所属している場合

3 書面審査（事前の選考含む）について

応募者は自らの応募研究課題の内容に基づき、自由に審査区分を選択しています。このため、当該審査区分に応募のあった研究課題については全て評価を行ってください（事前の選考では担当する研究課題について全て評価を行ってください）。

(1) 審査方法

事前の選考及び書面審査の実施に当たっては、以下の点に留意した上で、〔参考1〕に明示する「挑戦的研究（開拓・萌芽）の書面審査における評価基準等」（13頁参照）に従って行ってください。

① 評点の付し方

事前の選考及び書面審査においては、『総合評点』の評点分布は「③評点分布」に示した分布のとおりとしてください。

② 審査意見の記入について

書面審査においては、合議審査の議論の参考とするために、評点に加え、研究課題に対する所見や、その評価に至ったポイント（応募研究課題の長所や短所など）を『審査意見』として必ず記入してください。

また、合議審査対象課題で採択されなかった研究課題については、開示を希望している場合に限り、「審査結果の所見」を開示します。「審査結果の所見」の作成にあたっては、『審査意見』も参考にすることを念頭に記入してください。なお、事前の選考においては、『審査意見』の記入は不要です。

③ 評点分布

「総合評点」は、評点区分毎に示してある評点分布のとおり、バランスを考慮してください。総合評点の分布が下記の設定と一致していないときには、インターネット上の審査を終了できないよう設定してあります。挑戦的研究（開拓）、挑戦的研究（萌芽）それぞれの研究種目において、総合評点を付していただきます。

事前の選考及び書面審査における評点分布は、審査区分別に応募件数及び採択予定件数に応じてそれぞれ設定します。各審査委員は、「科研費電子申請システム（電子審査システム）」で示された評点分布に従って審査を行ってください。

④ 「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄について

合議審査の際に参考とするものですので、当該欄に記載されている内容は、書面審査の評価項目としては考慮しないでください。

⑤ 「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄について

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど

必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することになります。このため、書面審査の評価項目としては考慮しないでください。なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど、研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的にコメント欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知します。また、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

(2) 電子審査システムの利用について

事前の選考及び書面審査の評定（審査結果）については、インターネットを利用した、「科研費電子申請システム(電子審査システム)」（以下、「システム」という。）により、入力していただくこととしております。

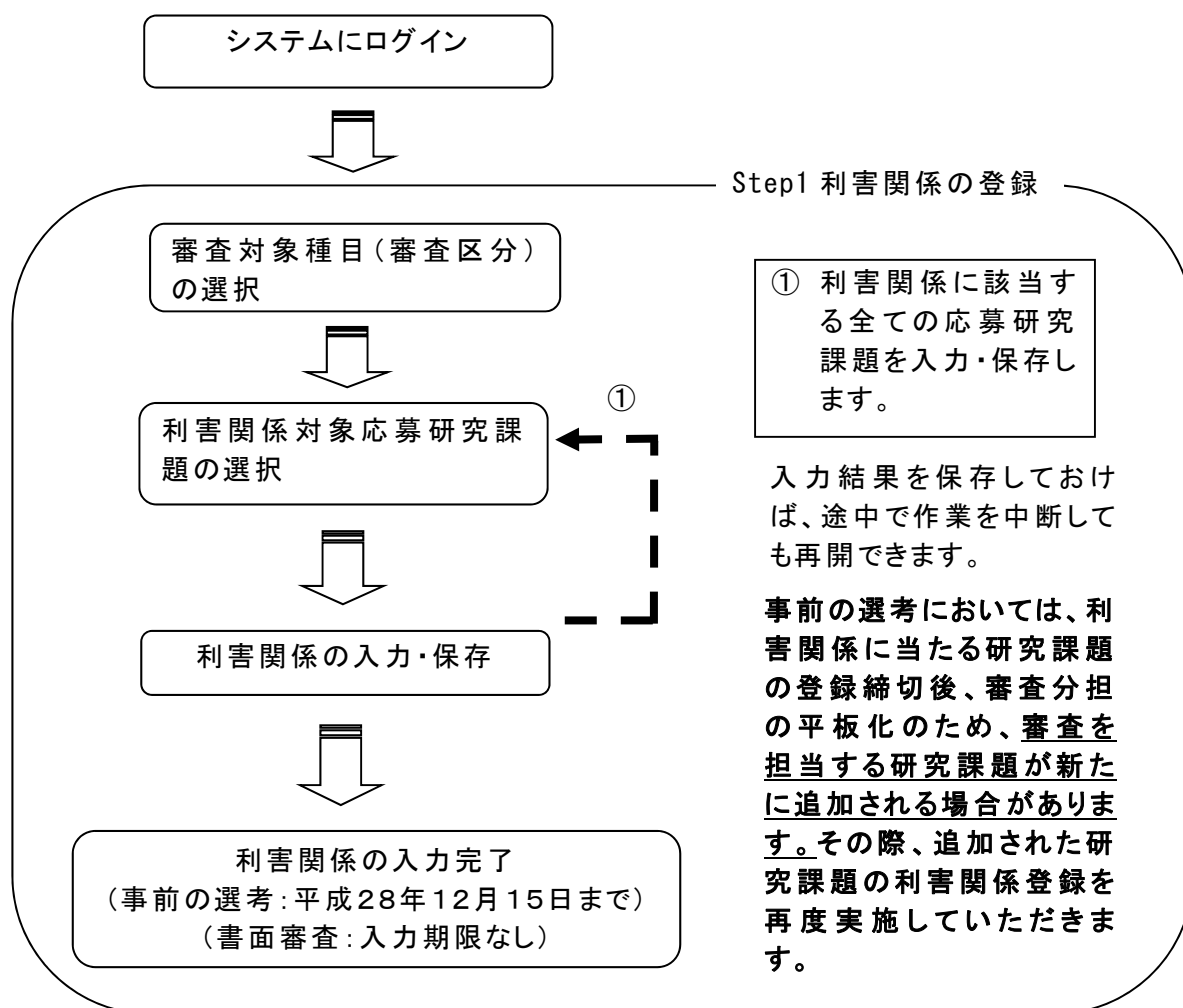
「システム」のご利用に当たっては、ID・パスワードが必要となります。同封しております「ID・パスワード通知書」により、ご自身のID・パスワードを確認のうえご利用ください。

○ 「システム」の操作と審査結果の入力について

i) 「システム」の操作方法についての詳細は、「科研費電子申請システム（電子審査システム）審査委員向け操作手引（挑戦的研究）」をご参照ください。

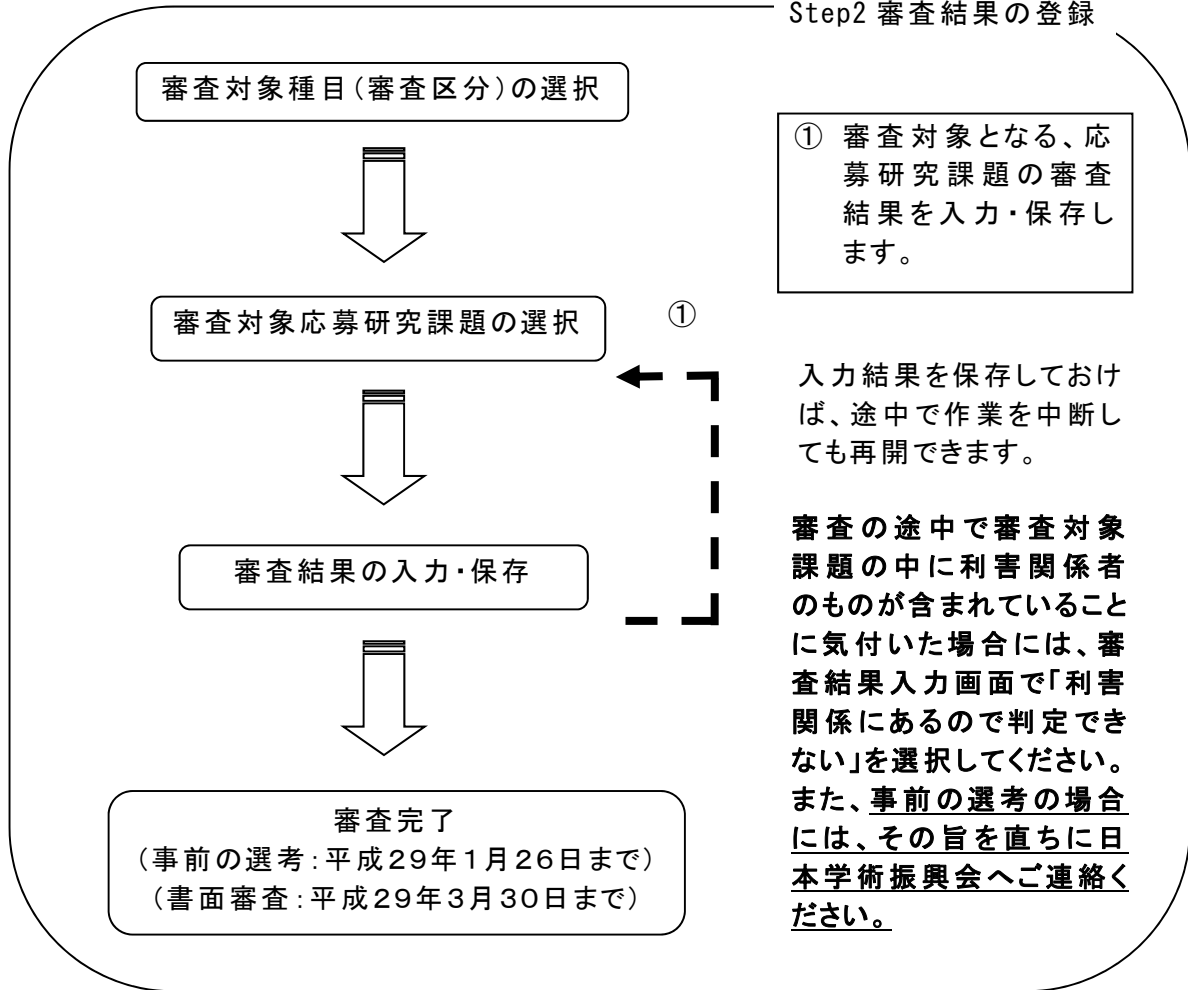
ii) 操作手順

主な操作手順は、以下の図のようになります。



利害関係の登録を完了したら、Step 2
(次頁)へ進んでください。

Step2 審査結果の登録



利害関係の登録及び審査結果の入力を完了したら、事前の選考又は書面審査の終了です。

(3) 評定(審査結果)登録期限

※システムログインが可能となるのは、平成28年12月9日(金)からです。

① 事前の選考

[利害関係の登録]

平成28年12月15日(木)まで【厳守】

[審査結果の登録]

平成29年1月26日(木)まで【厳守】

② 書面審査

[審査結果の登録]

平成29年3月30日(木)まで【厳守】

【連絡先】

◆審査全般について

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会研究事業部研究助成企画課研究助成係

TEL 03-3263-0977

FAX 03-3263-9005

◆システムの操作方法について

コールセンター TEL 0120-556-739 (フリーダイヤル)

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く

9:30～17:30

※上記番号が繋がらないときは

日本学術振興会総務企画部企画情報課システム管理係

TEL 03-3263-1902, 1913

(4) 書面審査終了後における審査関係資料の取扱について

〔研究計画調書〕

書面審査を完了しましたら、書面審査書類送付時に同封の「着払専用」伝票に必要な事項を記入の上、これを貼付して、以下の研究計画調書をまとめて返送してください。

●書面審査でご使用になった研究計画調書(全体版)

(※合議審査の際に利用しますので、必ず返送をお願いします。)

●事前の選考でご使用になった研究計画調書(概要版)

(※事前の選考終了時点での返送は不要です。)

返送期限：平成29年 4月13日(木) 【必着】

〔ID・パスワード通知書〕

書面審査の完了後も、システム上では、研究計画調書の閲覧・ダウンロードが可能です。また、合議審査後、不採択課題に対する審査所見を作成する際に、システムを利用して所見を記入していただきます(研究計画調書と各審査委員の書面審査時の審査意見がシステム上で参照できます)。このため、ID・パスワード通知書は適切に保管願います。(審査所見の作成完了後に、裁断等により処分してください。)

4 合議審査について

合議審査においては、自分の意見を説明するにとどまらず、他の審査委員の意見も掘り下げて、お互いの意見に対する率直な議論を納得いくまで行った上で、採否を決定してください。

審査会では、全審査委員で実施した書面審査における総合評点及び審査意見が、審査委員名等とともに審査資料として提示されます。これらの資料及び個々の研究計画調書をもとに、審査委員の合議により採択研究課題を選定することになります。

また、各審査委員の評価が大きく異なる研究課題の審査に当たっては、十分に議論を行ってください。なお、審査資料に関し、書面審査の結果をとりまとめた「研究計画調書目録」だけで判断するのではなく、書面審査における審査委員の審査意見を記入した「評定表」及び各応募研究課題の「研究計画調書」の内容についても確認してください。

※不合理な重複や過度の集中に関する扱い

競争的資金の不合理な重複や過度の集中を避けるため、選定した採択候補研究課題について、研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄を参照し、該当しないか確認してください。

ただし、単に、他の研究費制度（科学技術振興機構（JST）や日本医療研究開発機構（AMED）が実施している事業等）の助成対象となり得るという理由や、応募者が他の研究費制度による事業を実施中であるという理由だけで、評価を下げるといった不利益な取扱いをしてはいけません。

※WPIプログラムのような拠点形成型の競争的資金は、科研費のような個々の研究課題に対する研究助成費ではありません。このような事業においては、研究活動は科研費等の外部資金により実施することとされており、関係研究者の科研費への応募は、研究資金の不合理な重複や過度の集中には該当しません。

（参考）「競争的資金の適正な執行に関する指針」－抜粋－

（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ（平成24年10月17日改正））

不合理な重複・過度の集中の考え方

「不合理な重複」：

同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ② 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ③ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ④ その他これらに準ずる場合

「過度の集中」：

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ② 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ③ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合④ その他これらに準ずる場合
- ④ その他これらに準ずる場合

1. 挑戦的研究（開拓・萌芽）の書面審査における評定基準等	13
2. 科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程（抜粋）	18
3. 平成29年度「挑戦的研究 暫定総合審査希望分野」一覧表	28
4. 「挑戦的研究」の審査に関するQ & A	30

1. 挑戦的研究（開拓・萌芽）の書面審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

「挑戦的研究（開拓・萌芽）」は、斬新な発想に基づき、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する研究計画（（萌芽）については、探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究計画を含む）を支援することを目的としており、「基盤研究」や「若手研究」などの研究種目とは明確に異なる性格を持ったものです。

「挑戦的研究」では、「新しい原理や学理の発見・追求」、「学術の概念や体系の見直し」、「研究のブレークスルーをもたらすような、大きな発想の転換や斬新な方法論等の導入」といったこれまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させる潜在性を有している研究課題を対象としていますので、当該研究の「挑戦的研究」としての意義を重視した審査を行ってください。

また、そうした「挑戦的研究」の実行可能性を確認する観点から、これまでの研究歴と当該研究活動の内容等を見るなどして応募者の研究遂行能力を確認してください。ただし、研究実績に関する記述がある場合は、その多寡のみで判断することは避けてください。

「挑戦的研究」の審査においては、審査区分として細目は適用せず、より幅広い審査区分である「挑戦的研究暫定総合審査希望分野」を適用します。また、審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で応募研究課題について幅広い視点から議論により審査する「総合審査」を実施します。研究課題に対する深い理解と徹底した議論によって、真に挑戦的と言える価値のある研究課題を見出すことができるよう、適切な評価を行ってください。

なお、応募件数が多数の場合は、全審査委員で書面審査を実施するのに適切な課題数に絞り込むために「事前の選考」（プレスクリーニング）を行います。

事前の選考及び書面審査では、各研究課題について挑戦的研究としての妥当性等の個別の評価要素を考慮した上で、4段階による相対的な総合評点を付すこととします。

合議審査では書面審査における総合評点の素点等を適切に勘案して議論を行い、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。この際、応募者が「挑戦的研究」に十分取り組めるよう、応募額を最大限尊重した配分を行うこととします。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第8条の一参照）の審査は行わないでください。

i 評定基準

〔評定要素〕 () 内は、研究計画調書における参照箇所を示します。

(1) 挑戦的研究としての妥当性（概要版、「挑戦的研究としての意義」欄など）

- ・これまでの学術の体系や方向を大きく変革、転換させる潜在性を有する研究課題であるか。また、（萌芽）において探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究計画の場合には、「挑戦的研究」としての可能性を有するか。

※（開拓）の場合

- ・着想に至る背景と経緯が明確で、それによって得られた研究構想は合理的か。また、挑戦性の高い課題の設定であるか。

※（萌芽）の場合

- ・着想に至る背景と経緯が明確で、それによって得られた研究構想は合理的か。また、挑戦的な課題の設定であるか。

(2) 研究目的及び研究計画の妥当性（概要版、「研究目的及び研究計画」、「研究経費の妥当性・必要性」欄など）

- ・研究目的は明確であり、その研究目的を達成するため、研究計画は適切であるか。

(3) 研究遂行能力の適切性（概要版、「応募者の研究遂行能力」欄など）

※（開拓）の場合

- ・これまでの研究活動やその結果から見て、研究計画に対する高い遂行能力を有していると判断できるか。
- ・研究計画の遂行の前提となる研究施設・設備・研究資料等、研究環境の準備状況は適切か。

※（萌芽）の場合

- ・これまでの研究活動やその結果から見て、研究計画に対する遂行能力を有していると判断できるか。

(4) 研究課題の波及効果（概要版、「挑戦的研究としての意義」、「研究目的及び研究計画」欄など）

- ・本研究課題によって成果があがった場合、将来的により広い学術、科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献の可能性が期待できるか。

〔総合評点〕

【事前の選考】

各研究課題について、上記（1）～（4）の評定要素に着目しつつ、挑戦的研究としての適切性も考慮し、総合的な判断のうえ、別途示される評点分布に従って、書面審査に進める研究課題として優先度の高い順に評点「4」から4段階評価を行い、総合評点を付してください。

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

評点区分	評点分布
4	応募件数に応じて調整
3	
2	
1	
利害関係があるので判定できない	—

※評点区分「4」を付した研究課題のうち、特に書面審査に残したい研究課題がある場合は、「審査優先課題」として1件を選定することができます。当該研究課題については他の審査委員の付した評点に関わらず書面審査に進めることができます。

【書面審査】

各研究課題の採択について、上記（1）～（4）の評定要素に着目しつつ、挑戦的研究としての適切性も考慮し、総合的な判断のうえ、下表右欄に基づき別途示される評点分布に従って4段階評価を行い、総合評点を付してください。

評点区分	評定基準	評点分布
S	最優先で採択すべき	採択予定件数に応じて調整
A	積極的に採択すべき	
B	採択してもよい	
C	S～Bに入らないもの	
—	利害関係があるので判定できない	—

【審査意見の記入】

挑戦的研究では、書面審査と合議審査を同一の審査委員が行いますが、合議審査での議論を深めるためにも、書面審査における審査意見は非常に重要です。

このため、書面審査の「審査意見」欄には、全ての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

なお、事前の選考では審査意見を付す必要はありません。

ii その他の評価項目

研究経費の妥当性（「研究経費の妥当性・必要性」欄など）

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、書面審査において研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、下記の評定区分により、評定をしてください。（「（空白）」以外の評定区分は、各評定基準の記載内容に明らかに該当すると判断する場合。）

また、挑戦的研究では応募額を最大限尊重した研究経費の配分を行う予定であり、特に（萌芽）については充足率を100%に近い水準とする予定です。

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

評定区分	評 定 基 準
（空白）	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

iii 留意事項

（1）「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、書面審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「コメント」欄への記入は不要です。

（2）「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄の取扱いについて

他の研究課題の受入・応募等の状況については、合議審査において「研究資金の不合理的な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては考慮しないでください。

(3) 「エフォート」欄の取扱いについて

エフォート（研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合）については、合議審査において「研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては考慮しないでください。

2. 科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程（抜粋）

平成18年9月22日
独立行政法人日本学術振興会
科学研究費委員会決定
一部改正 平成19年2月19日
一部改正 平成19年5月23日
一部改正 平成19年10月1日
一部改正 平成19年12月17日
一部改正 平成20年9月25日
一部改正 平成21年1月27日
一部改正 平成21年9月29日
一部改正 平成22年1月20日
一部改正 平成22年5月26日
一部改正 平成22年9月29日
一部改正 平成23年1月26日
一部改正 平成23年8月5日
一部改正 平成23年10月5日
一部改正 平成24年2月7日
一部改正 平成24年9月28日
一部改正 平成25年2月6日
一部改正 平成25年10月8日
一部改正 平成26年10月7日
一部改正 平成27年10月6日
一部改正 平成28年7月14日
一部改正 平成28年10月5日

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、科学研究費委員会（以下「委員会」という。）（別添1）において行う科学研究費助成事業に係る審査及び評価（以下「評価」という。）に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究課題 科学研究費（特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、挑戦的研究、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究）、特別研究員奨励費及び国際共同研究加速基金（帰国発展研究）の対象となる個々の研究をいう。
- 二 成果公開 研究成果公開促進費（研究成果公開発表、国際情報発信強化、学術図書、データベース）の対象となる個々の事業をいう。
- 三 審査委員又は評価者 委員会並びに委員会規程第8条、第10条及び第12条に定める部会、小委員会、運営小委員会に属する委員及び専門委員をいう。
- 四 被評価者 下記の者のうち、評価の対象となっている者を総称する場合をいう。

(下記の者のうち審査の対象となっている者を総称する場合は「応募者」という。)

- (1) 科学研究費(特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、挑戦的研究、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究)の研究課題の研究代表者
 - (2) 研究成果公開促進費(研究成果公开发表、国際情報発信強化、学術図書、データベース)の成果公開の代表者
 - (3) 特別研究員奨励費の研究課題の研究代表者
 - (4) 国際共同加速基金(帰国発展研究)の研究課題の研究代表者
- 五 審査意見書作成者 特別推進研究の審査において、審査意見書の作成を依頼された者をいう。
- 六 評価協力者 基盤研究(S)の研究進捗評価及び特別推進研究の追跡評価において、研究課題ごとに選定する学識経験のある者をいう。

(評価の種類)

第3条 評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査(事前評価)
- 二 研究進捗評価
- 三 中間評価
- 四 追跡評価

(評価の時期)

第4条 評価の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査 応募書類の受理後、速やかに行う。
- 二 研究進捗評価 第3章に定める時期に行う。(特別推進研究、基盤研究(S)の研究課題に限る。)
- 三 中間評価 第4章に定める時期に行う。(国際情報発信強化の成果公開に限る。)
- 四 追跡評価 第5章に定める時期に行う。(特別推進研究の研究課題に限る。)

(評価の方法)

第5条 評価は、独創性、先駆性、学問的意義及び社会・経済への貢献度を考慮しつつ、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

- 一 書面による評価
- 二 合議による評価
- 三 ヒアリングによる評価
- 四 現地調査による評価

(守秘の徹底)

第6条 評価の過程は、非公開とする。

- 2 審査委員(評価者)、審査意見書作成者及び評価協力者(以下「評価者等」という。)は、評価の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。
 - 一 計画調書、研究進捗状況報告書、事業進捗状況報告書及び自己評価書並びにそれらの内容(被評価者が情報提供に同意したものを除く。)
 - 二 評価においてヒアリング又は現地調査対象の研究課題若しくは成果公開となっているかどうかに関する情報(被評価者に通知するまでの間)
 - 三 評価者等の発言内容及び評価に関連して評価者等を特定できる情報(氏名、所属機関及び専門分野を含む)
 - 四 評価者等が行う評点及びその集計結果
 - 五 評価の結果(被評価者に開示されるまでの間)
 - 六 各部会、各小委員会、各運営小委員会に属する評価者等の氏名等(公表されるまでの間)

七 その他非公開とされている情報

3 評価者等は、評価結果についての問い合わせに応じないものとする。

(研究者倫理の遵守)

第7条 評価者等は、評価の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

(利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

一 科学研究費、特別研究員奨励費、国際共同研究加速基金(帰国発展研究)の場合

- (1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者である場合は、評価に加わらないこととする。
- (2) 評価者等が、研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
 - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - ② 緊密な共同研究を行う関係
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
 - ③ 同一研究単位での所属関係(同一講座の研究者等)
 - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - ⑤ 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

二 研究成果公開促進費の場合

- (1) 審査委員自身が、成果公開の応募者である場合は、評価に加わらないこととする。
- (2) 審査委員が、成果公開の応募者又は応募団体(学会、研究者グループ等)との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
 - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - ② 事業遂行における緊密な関係
(例えば、研究成果公开发表に係るシンポジウム講演者、国際情報発信強化に係る学術刊行物の編者、学術図書の執筆・編者及び翻訳・校閲者、データベース作成における協力者)
 - ③ 同一研究単位での所属関係(同一講座の研究者等)
 - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - ⑤ 成果公開の採否が審査委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(評価結果の開示等)

第9条 審査の結果の開示は、第13条に定めるとおりとする。

2 研究進捗評価の結果の開示及び公表は、第17条に定めるとおりとする。

3 中間評価の結果の開示及び公表は、第21条に定めるとおりとする。

4 追跡評価の結果の開示及び公表は、第25条に定めるとおりとする。

5 審査委員(評価者)及び評価協力者の氏名等は、評価終了後、一般に公開する。

第2章 審査（事前評価）

（審査の方針）

第10条 審査は、平成15年11月14日科学技術・学術審議会決定「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」を踏まえ、次の方針により行うものとする。

一 全研究種目共通の方針

- (1) 平成24年12月に内閣総理大臣決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の趣旨及び平成14年6月に文部科学大臣決定された「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（最終改定 平成26年5月）に則り、厳正な審査を行う。
- (2) 研究課題及び成果公開は、各研究種目の目的、性格に即し、国内外の学術研究の動向に照らし特に重要なものを選定する。

研究課題の選定に当たっては、研究目的の明確さ、研究の独創性、学術的な波及効果等を考慮するとともに、当該研究者の従来の研究経過・成果をも厳正に評価する（挑戦的萌芽研究、挑戦的研究を除く。）。その上で、研究計画に妥当性があり、研究成果の期待できるものを選定するようにする。なお、その際、新しい学問分野の開拓及び進展のほか、別添13「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月（平成24年10月 改正）競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、研究資金の不合理な重複や過度の集中の排除についても十分配慮する。

なお、単に研究課題が他の研究費制度の助成対象となり得ること、あるいは、他の研究費制度による事業を実施中であることのみをもって、不利益な取扱いを行わないこととする。

また、成果公開の選定に当たっては、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与するものを選定するようにする。
- (3) 研究代表者が研究分担者とともに研究組織を構成する研究課題にあつては、研究組織の構成が適切であり、かつ、各々の研究分担者の果たす役割が明確であるものを選定する。
- (4) 採択した研究課題又は成果公開に対しては、その研究又は事業の内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。
- (5) 特別推進研究、基盤研究（審査区分「特設分野研究」を除く）又は若手研究の研究課題のうち研究期間が4年以上のものであつて、研究期間の最終年度に当たる研究課題の研究代表者が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望して応募した研究課題（以下「研究計画最終年度前年度の応募課題」という。）については、当該科学研究費による研究のこれまでの成果を適切に評価した上で、他の新規応募研究課題と同等の扱いにより、厳正に審査を行う。
- (6) 研究課題の他の研究種目（審査区分）又は専門分野への移し換えはしない。
- (7) 相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究課題又はアンケート調査等を行う研究課題については、人権及び利益の保護の取扱いについて十分配慮する必要がある。
- (8) ヒト遺伝子解析研究等（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究）に係る研究課題については、法令等の遵守への対応に十分配慮する必要がある。

二 研究種目（審査区分）別の方針

(1) 科学研究費（特別推進研究）（略）

(2) 科学研究費（基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、研究活動スタート支援）（略）

(3) 科学研究費（挑戦的研究）

① 研究課題の選定方針

ア 一人又は複数の研究者で組織する研究計画であつて、斬新な発想に基づき、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する研究課題を選定する。なお、(萌芽)については、探索性の強い、あるいは芽生え期の研究課題も選定する。

イ 研究課題の研究期間は、(開拓)は3年から6年以内、(萌芽)は2年から3年以内とする。

ウ 各専門分野への配分については、人文学、社会科学から自然科学の各分野にわたって調和を図るとともに、学術研究の実態に適合するようあらかじめ分野別の配分枠を設けるものとする。

新規応募研究課題に係る専門分野毎の配分枠は、文部科学省から示される配分予定額をもとに、配分方式により算出した額とする。

エ 採択候補研究課題の配分予定額については、応募研究課題の応募額を最大限尊重して決定するが、明らかに問題がある場合には、書面審査の評価項目の一つである「研究経費の妥当性」の評価結果も踏まえ、合議審査において査定する。

② 他の研究課題の受入・応募等の状況の取扱い

ア 他の研究課題の受入・応募等の状況は、合議審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。

イ 採択候補研究課題については、研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄を参照し、研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当しないかどうかを確認する。

③ エフォートの取扱い

エフォート(研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合)は、合議審査において「研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。

ただし、エフォートは、研究課題の遂行が可能であると判断した研究代表者又は研究分担者が、研究計画調書作成時において、予想で記載しているものであり、その割合については、採択後に変更することができる点に留意する。

(4) 科学研究費（奨励研究）（略）

(5) 研究成果公開促進費（略）

(6) 特別研究員奨励費（略）

(審査の実施体制)

第11条 委員会において行う審査は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	審査事項
審査・評価第一部会に置く運営小委員会及び3小委員会	・特別推進研究の研究課題
審査・評価第二部会に置く運営小委員会及び15小委員会	・基盤研究(S)の研究課題
審査第一部会に置く運営小委員会及び19小委員会	・基盤研究(A)(審査区分「一般」)の研究課題 ・基盤研究(B)(審査区分「一般」)の研究課題 ・若手研究(A) ・国際共同研究加速基金(帰国発展研究)の研究課題
審査第一部会に置く4小委員会	・基盤研究(A)(審査区分「海外学術調査」)の研究課題 ・基盤研究(B)(審査区分「海外学術調査」)の研究課題
審査第二部会に置く運営小委員会及び19小委員会	・基盤研究(C)(審査区分「一般」)の研究課題 ・挑戦的萌芽研究の研究課題 ・若手研究(B)の研究課題(応募時に複数細目を選択した研究課題(以下、「複数細目研究課題」という。)を除く)
審査第二部会に置く運営小委員会及び5小委員会	・若手研究(B)の研究課題のうち複数細目研究課題
審査第二部会に置く運営小委員会	・特別研究員奨励費の研究課題
審査第三部会に置く運営小委員会及び8小委員会	・研究活動スタート支援の研究課題
奨励研究部会に置く運営小委員会及び5小委員会	・奨励研究の研究課題
成果公開部会に置く運営小委員会及び1小委員会	・国際情報発信強化の成果公開
成果公開部会に置く運営小委員会及び4小委員会	・研究成果公開発表の成果公開 ・学術図書の結果公開 ・データベースの結果公開
特設分野研究部会に置く運営小委員会及び9小委員会	・基盤研究(B)(審査区分「特設分野研究」)の研究課題 ・基盤研究(C)(審査区分「特設分野研究」)の研究課題
挑戦的研究部会に置く運営小委員会及び65小委員会	・挑戦的研究(開拓)の研究課題 ・挑戦的研究(萌芽)の研究課題

(審査の方法)

第12条 審査の方法は、次のとおりとする。

- 一 審査・評価第一部会 (略)
- 二 審査・評価第二部会 (略)
- 三 審査第一部会 (略)
- 四 審査第二部会 (略)
- 五 審査第三部会 (略)
- 六 奨励研究部会 (略)
- 七 成果公開部会 (略)

八 特設分野研究部会（略）

九 挑戦的研究部会

挑戦的研究

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、各小委員会に属する審査委員が個別の書面審査を行った上で、同一の審査委員が多角的な観点から行う合議審査を実施する「総合審査」により、採択研究課題を決定する。
- ② 各小委員会において応募件数が多数の場合には、審査を円滑に進めるため、当該小委員会を分割して複数の審査組織を設ける。この場合、本規程においては、当該審査組織を挑戦的研究部会の各小委員会と読み替える。
また、「総合審査」に先立ち、各小委員会は必要に応じて事前の選考を行うことができる。
- ③ 各小委員会に属する審査委員は、別添12の評定基準に基づき、事前に研究計画調書により審査を行う。

〔各小委員会における採択研究課題の決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、配分方式により算出した専門分野ごとの「配分枠」を基に、採択研究課題を決定する。
- ② 各小委員会は、採択研究課題を決定する際に、「配分枠」の範囲内で多くの研究課題を採択するために採択候補研究課題の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。
- ③ 各小委員会は、採択予定件数の範囲内では採択できないが、挑戦的研究として採択すべき研究課題がある場合には、当該研究課題を補欠研究課題として選定することができる。
- ④ 各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。

〔各研究課題への配分額の調整〕

- ① 各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた額とする。
- ② 必要に応じて、（開拓）及び（萌芽）の間で「配分枠」の調整を行うことができることとする。

（審査結果の開示）

第13条

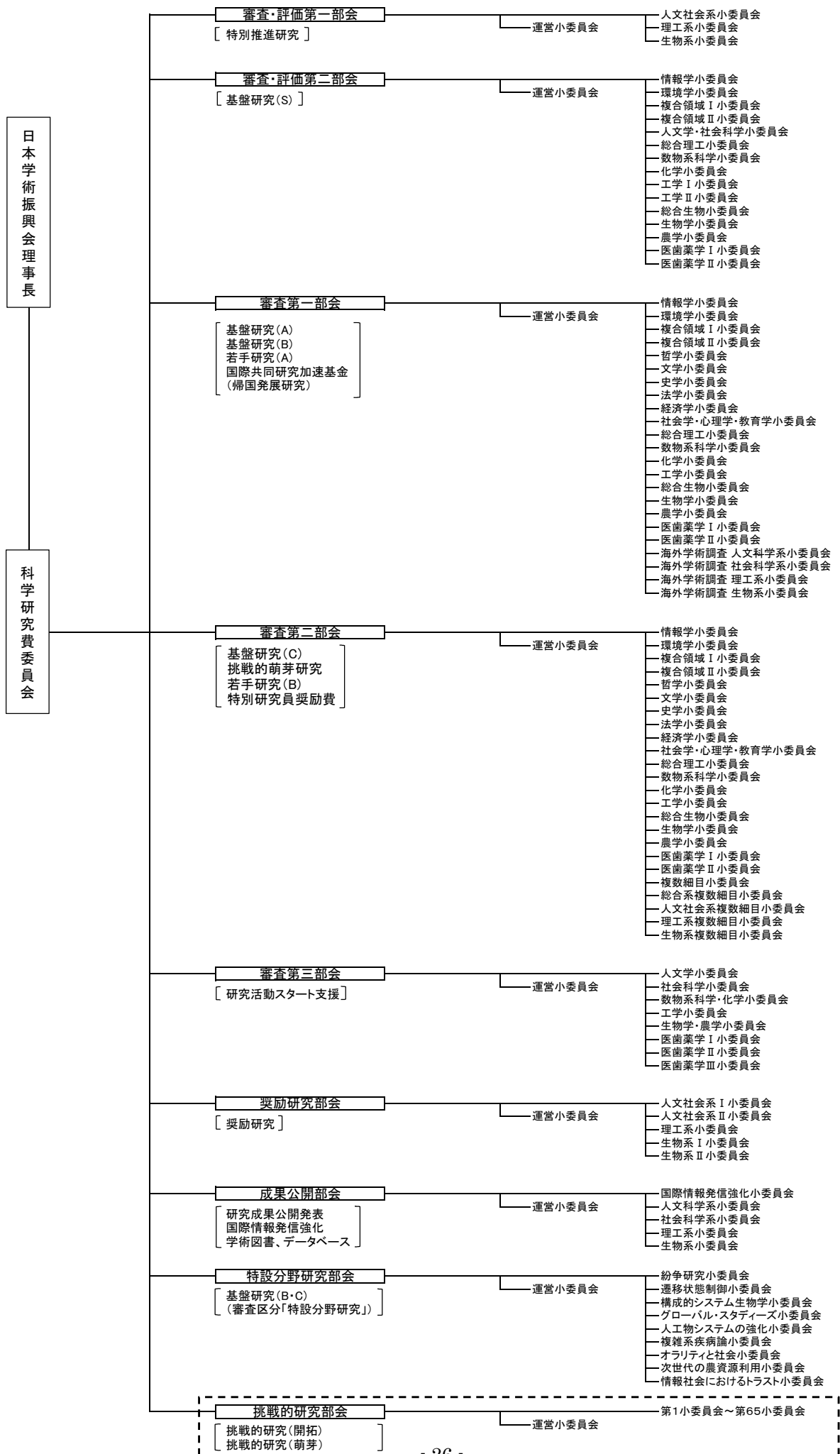
- 一 特別推進研究（略）
- 二 基盤研究（S）（略）
- 三 基盤研究（A・B・C）（審査区分「特設分野研究」を除く）、若手研究（A・B）、研究活動スタート支援（略）
- 四 挑戦的研究
採択されなかった研究代表者のうち、応募時に書面審査の結果の開示を希望した者に対して、応募分野におけるおおよその順位を開示する。さらに、合議審査対象課題の研究代表者のうち、採択されなかった者に対して、上記と併せて、当該研究課題の審査結果の所見を開示する。
- 五 奨励研究（略）
- 六 国際情報発信強化（略）
- 七 研究成果公開発表、学術図書、データベース（略）
- 八 基盤研究（B・C）（審査区分「特設分野研究」）（略）
- 九 国際共同研究加速基金（帰国発展研究）（略）

第 3 章 研究進捗評価（略）

第 4 章 中間評価（略）

第 5 章 追跡評価（略）

科学研究費委員会組織図



科学研究費助成事業配分方式

(基盤研究 (B・C) (審査区分「特設分野研究」)、「奨励研究」、「研究成果公開促進費」、「特別研究員奨励費」を除く。)

○基盤研究 (S・A・B)、若手研究 (A)、研究活動スタート支援の専門分野毎の配分枠

$$(B - A) \times \frac{a + b}{2}$$

(注) 要素： A = 当該研究種目 (審査区分) の継続の研究課題の本年度分の内約額
 B = 当該研究種目 (審査区分) の本年度配分予定額
 a = 当該研究種目 (審査区分) の本年度新規応募研究経費 (継続研究課題の増額申請分を含む) (C) に対する当該専門分野に係る本年度新規応募研究経費 (継続研究課題の増額申請分を含む) (D) の構成比 [D / C]
 b = 当該研究種目 (審査区分) の本年度新規応募研究課題数 (E) に対する当該専門分野に係る本年度新規応募研究課題数 (F) の構成比 [F / E]

○基盤研究 (C)、挑戦的萌芽研究、若手研究 (B)、国際共同研究加速基金 (帰国発展研究)、挑戦的研究の専門分野毎の配分枠

$$A \times \frac{a + b}{2}$$

(注) 要素： A = 当該研究種目の全研究期間の配分予定額
 a = 当該研究種目の全研究期間の新規応募研究経費 (C) に対する当該専門分野に係る全研究期間の新規応募研究経費 (D) の構成比 [D / C]
 b = 当該研究種目の新規応募研究課題数 (E) に対する当該専門分野に係る新規応募研究課題数 (F) の構成比 [F / E]

※ 「挑戦的研究」の配分においては、「当該研究種目」を「挑戦的研究 (開拓)」、「挑戦的研究 (萌芽)」と読み替えるものとする。

3. 平成29年度「挑戦的研究 暫定総合審査希望分野」一覧表

この表は、平成29年度の「挑戦的研究(開拓・萌芽)」の公募・審査についてのみ適用されるものです。

1：思想、芸術およびその関連分野
2：文学、言語学およびその関連分野
3：歴史学、考古学、博物館学およびその関連分野
4：地理学、文化人類学、民俗学およびその関連分野
5：法学およびその関連分野
6：政治学およびその関連分野
7：経済学、経営学およびその関連分野
8：社会学およびその関連分野
9：教育学およびその関連分野
10：心理学およびその関連分野
11：代数学、幾何学およびその関連分野
12：解析学、応用数学およびその関連分野
13：物性物理およびその関連分野
14：プラズマ学およびその関連分野
15：素粒子、原子核、宇宙物理およびその関連分野
16：天文学およびその関連分野
17：地球惑星科学およびその関連分野
18：材料力学、生産工学、設計工学およびその関連分野
19：流体力学、熱工学およびその関連分野
20：機械力学、ロボティクスおよびその関連分野
21：電気電子工学およびその関連分野
22：土木工学およびその関連分野
23：建築学およびその関連分野
24：航空宇宙工学、船舶海洋工学およびその関連分野
25：社会システム工学、安全工学、防災工学およびその関連分野
26：材料工学およびその関連分野
27：化学工学およびその関連分野
28：ナノマイクロ科学およびその関連分野
29：応用物理物性およびその関連分野
30：応用物理工学およびその関連分野
31：原子力工学、地球資源工学、エネルギー学およびその関連分野
32：物理化学、機能物性化学およびその関連分野
33：有機化学およびその関連分野
34：無機・錯体化学、分析化学およびその関連分野

35：高分子、有機材料およびその関連分野
36：無機材料化学、エネルギー関連化学およびその関連分野
37：生体分子化学およびその関連分野
38：農芸化学およびその関連分野
39：生産環境農学およびその関連分野
40：森林圏科学、水圏応用科学およびその関連分野
41：社会経済農学、農業工学およびその関連分野
42：獣医学、畜産学およびその関連分野
43：分子生物学およびその関連分野
44：細胞レベルから個体レベルの生物学およびその関連分野
45：多様性生物学、人類学およびその関連分野
46：神経科学およびその関連分野
47：薬学およびその関連分野
48：生体の構造と機能およびその関連分野
49：病理病態学、感染・免疫学およびその関連分野
50：腫瘍学およびその関連分野
51：ブレインサイエンスおよびその関連分野
52：内科学一般およびその関連分野
53：器官システム内科学およびその関連分野
54：生体情報内科学およびその関連分野
55：恒常性維持器官の外科学およびその関連分野
56：生体機能および感覚に関する外科学およびその関連分野
57：口腔科学およびその関連分野
58：社会医学、看護学およびその関連分野
59：健康科学およびその関連分野
60：情報科学、情報工学およびその関連分野
61：人間情報学およびその関連分野
62：応用情報学およびその関連分野
63：環境解析評価およびその関連分野
64：環境保全対策およびその関連分野
65：人間医工学およびその関連分野

※挑戦的研究暫定総合審査希望分野は本年度限りの暫定的な審査希望分野であり、平成30年度科研費（平成29年9月に公募予定）の審査は、正式決定後の中区分で行う予定です。なお、中区分を含めた新しい審査区分表については、「「科学研究費助成事業（科研費）審査システム改革2018」に関する意見募集」を踏まえて現在検討中です。検討中の審査区分表原案は、文部科学省のウェブサイト（http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1370049.htm）に掲載されていますので、適宜参照ください。

4. 「挑戦的研究」の審査に関するQ & A

(挑戦的研究について)

Q 1 : 「挑戦的研究」について、基盤研究等と比較して、審査で留意する点はあるか。

A : 挑戦的研究の審査では、「基盤研究」や「若手研究」とは異なり、「これまでの学術を大きく変革・転換させる潜在性を有するか」という、その研究課題が持つ挑戦的研究としての意義を重視して審査を行ってください。

(総合審査について)

Q 2 : 合議審査において、積極的に採択に推薦したい課題があるが、他の審査委員の書面審査の評価が低い場合、どのように審議を進めたらよいか。

A : 挑戦的研究の審査は、書面審査と合議審査を同じ審査委員が行う総合審査方式を採用しています。総合審査では書面審査の結果だけで採否を決定するものではなく、書面審査を通して全ての応募研究課題について理解を深めた審査委員全員で議論を行う合議審査が重要な役割を持ちます。審査は研究計画調書の内容に基づいて行いますが、書面審査の時点では研究内容の非常に優れた点に、他の審査委員が気付いていない可能性がありますので、自らが高く評価した理由を合議審査の場で説明し、他の審査委員に意見を求めてください。お互いが公正かつ納得のいく議論をしながら結論を出すところに合議審査の大きな意義がありますので、率直な学術的議論をお願いします。

Q 3 : 書面審査結果の総合評点の平均点が高い順に採択しないのは、公平性に欠くのではないか。

A : 総合審査では、前述の通り書面審査結果の総合評点の平均点だけで採否を決定するものではありません(第1段審査(書面審査)結果を重視していたこれまでの第2段審査とは異なります)。書面審査は、個々の審査委員の責任と判断に基づき審査を実施しますが、一人の評価が絶対的なものではありません。多様なバックグラウンドを持った審査委員間の率直な学術的議論を通して、応募課題の評価を定めていくことが必要です。このような考え方から、総合審査では、書面審査の結果を参考にしながら、審査委員全員で合議を行って採択課題の決定を行うこととしています。

Q 4 : 合議審査は多様なバックグラウンドを持った審査委員で構成されるが、議論する上で何か気をつけるべきことはあるか。

A : 挑戦的研究における総合審査では、異なる背景を持った審査委員による多様な

視点からの審査が重要です。積極的に採択すべきと考える課題がある審査委員は、他の審査委員も理解できるようにその理由を研究計画調書に沿って説明してください。他の審査委員の理解が進まない場合は、説明のどの点が不明なのかを確認する等、理解が進むよう努めてください。その際、ただ意見を述べるだけではなく、採否の決定に向かってお互いに積極的に議論を交わし、意見を摺り合わせてください。各小委員会の決定には全審査委員が責任を持つこととなりますので、こうした議論の過程は不可欠です。なお幹事は、こうした議論の過程において、全体の理解を深め、議論を円滑に進める重要な役割を担っています。

(その他)

Q 5 : 合議審査対象課題のうち、採択されなかった応募課題について作成する「審査結果の所見」とはどのようなものか。

A : 「審査結果の所見」は、応募課題の研究計画の内容に基づき、当該研究計画の長所と短所を具体的に指摘することで、応募者の今後の研究に資するよう作成するものです。採否が決定した後、各対象応募課題に所見作成者が割り振られ、各作成者が書面審査の「審査意見」及び合議審査での議論をもとに所見を作成します。